

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大町町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大町町

(1) 現況

本町は、白石平野へと広がる平坦地域と、聖岳山麓の中山間地域からなっており、平坦地域では、大規模圃場の土地条件を活かした米、麦、大豆の生産や、キュウリ、イチゴ、小ネギなどの施設野菜、タマネギやキャベツ、ブロッコリーなどの露地野菜を組み合わせた複合経営が行われている。また、中山間地域でも米、露地野菜の生産や、ミカン等の果樹栽培が行われている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要になっている。

また環境の保全や食の安心・安全に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組の維持・拡大が引き続き必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大町町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し町が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業を効果的に推進するため、県、佐賀県土地改良事業団体連合会、佐賀県農業協同組合中央会及び佐賀県農業会議等と連携しながら、法第5条第1項に基づく基本方針に規定する推進組織を構築し、農業者団体等が行う地域ぐるみの共同活動を支援する。

法第3条第3項第2号に掲げる事業

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地及び地域計画区域内であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

大町町全域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に指定）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑等15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）市町村長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

（a）勾配 田：1/100以上1/20未満、畑等：8度以上15度未満

2. 集落協定の共通事項

（1）構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

（2）農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的にに取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。

（3）集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項

(ただし、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの交付単価の額の交付金の交付を受ける集落協定の場合についてのみ必須)

ア ネットワーク化活動計画の作成

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第7の1の(3)のオに基づき農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するために協定参加者で合意形成を図り作成する。

3. 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が佐賀県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

4. その他必要な事項

(1) 農業生産条件の強化に必要な工種

工 種	作 業 内 容
ほ 場 整 備	<区画整理> ・畦畔の造成・圃場進入路の造成、心土破碎、客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水 路 工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道 路 工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装
鳥獣害対策	・ワイヤーメッシュ、電気牧柵の新設